

老齢福祉年金を受給されているみなさまへ

全国消費者物価指数の対前年比がほぼ同じだったことから、平成17年度の年金額は、昨年度のまま据え置かれることになりました。そのため、平成17年度の老齢福祉年金額につきましては、昨年度と同じく、年額407,100円になります。

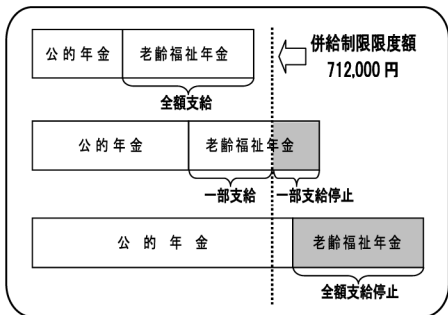
○公的年金との調整

老齢福祉年金を受給されている方が、恩給・共済年金・厚生年金保険など、他の公的年金制度から年金を受給されている場合は、老齢福祉年金の一部または全額が支給停止となります。

ただし、公的年金と老齢福祉年金の合計金額が712,000円（併給制限限度額）に満たない場合は、それぞれ全額が支給されます。

○所得制限

本人・配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額を超える場合は、老齢福祉年金の一部または全額が支給停止となります。所得制限限度額は、扶養親族の数によって異なりますので、詳しくは町民課までお問い合わせください。



所得制限のあらまし

○支払いは年3回です

老齢福祉年金の支払いは、毎年4月、8月、12月（受給権者が請求した場合11月）の3回

です。支払月の11日以降に、証書と印鑑を持って郵便局で受け取りの手続きをしてください。（11日が土・日・祝日の場合は、その前日から支払いを受けることができます。）

休日・時間外の年金相談の

お知らせ（8月）

○お盆時期の年金相談は19時まで
8月8日（月）から8月12日（金）まで、県内4つの社会保険事務所では、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、毎週月曜日にも年金相談の受付時間を19時まで延長しています。
○第2土曜日は年金相談日
8月13日（土）は、県内4つの社会保険事務所

で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

また、高知東社会保険事務所及び高知西社会保険事務所では、8月20日（土）も9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないと思われるので、どうぞお気軽にご利用ください。

○国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
○国民年金保険料の支払いは、便利でお得な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ先

高知西社会保険事務所
☎875-1717

住民異動届出をされる皆様へ

10月1日から窓口で

本人確認を実施します

全国的に第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点から、届を受理するにあたって住民基本台帳法第8条及び第34条第2項の規定に基づき、届出人又はその代理人若しくは使者が本人である確認を実施します。

つきましては、左記の届出をされる際にはご注意ください。くとも、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書（運転免許証・パスポート・住基カード等）、身体・療育各手帳、国民健康保険被保険者証等により確認します。以上の書類等の提示がない場合は口頭で質問をさせていただきます。なお、窓口で本人確認ができなかった場合、事実確認のため住民票異動者に対して届出を受理した旨を郵送で通知します。

万一、覚えのない通知を受け取られた場合は、お手数ですが速やかにご連絡ください。

【対象とする届出の種類】

- ・ 転入届
- ・ 転出届
- ・ 届出人本人
- ・ 代理人若しくは使者

問い合わせ先

- 町民課 ☎893-1117
- 吾北総合支所住民課 ☎867-2300
- 本川総合支所住民課 ☎869-2112
- 枝川出張所 ☎893-1891
- 川内出張所 ☎893-0667
- 八田出張所 ☎893-0121